

株式会社ウェンティ・ジャパン「(仮称)秋田・潟上ウィンド
ファーム風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告に
ついて

平成27年5月1日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)秋田・潟上
ウィンドファーム風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社
ウェンティ・ジャパンに対し環境保全の観点から勧告を行った。
勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県潟上市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成26年12月15日
住民等意見の概要受理	平成27年 2月16日
秋田県知事意見受理	平成27年 4月13日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ウエンティ・ジャパン「(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総論

対象事業実施区域の周辺には、既設及び計画中の風力発電事業が存在することから、これら事業との複合的な環境影響について、他の事業者と情報を共有し、調整を図りながら、影響を受けるおそれのある環境要素を整理・再検討した上で調査、予測及び評価を行うこと。

なお、整理した事項及び検討の経緯を環境影響評価準備書に記載すること。

2. 各論

(1) 騒音及び振動について

建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の環境影響を回避・低減するため、工事の実施にあたっては低騒音型・低振動型の機械を使用するとともに、稼働台数の平準化を図る等、追加的な環境保全措置を検討した上で予測及び評価を行うこと。

(2) 植物について

① 対象事業実施区域の保安林においては、松林の保全活動や松くい虫防除対策事業等が行われていることから、専門家等の意見を聴いた上で、松枯れの拡大を防止するよう伐採時期等を考慮した事業計画とするとともに、樹木を伐採する時期を明確にすること。

② 対象事業実施区域の保安林内には外来種であるニセアカシアが侵入しているため、松林を伐採後に重機で整地した場合、一斉にニセアカシアが発芽する可能性があることから、専門家等の意見を聴いた上で、分布拡大を防止するための適切な措置を検討すること。

(3) 生態系について

対象事業実施区域における動物の生息状況及び植生状況は、本事業の北側(潟上市)で隣接して計画している風力発電事業と概ね同じであると考えられることから、注目種として共通の種を選定することを同風力発電事業の事業者と検討し、可能な限り、共通の予測及び評価手法を用いること。

(4) 景観について

対象事業実施区域に住居地域が隣接していることから、日常的な生活環境

からの景観にも十分に配慮し、必要に応じて調査地点を追加する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場について

主要な人と自然との触れ合いの活動の場をして選定している「夕日の松原」においては、キノコ採り等が盛んに行われることから、その期間を包含するような調査時期を設定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。